生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

我が国の再生を図るためには、生活衛生関係営業の潜在力を引き出し、営業者の活力を再生・強化していくことが必要である。

このためには、経済を牽引する力であり、主役である生活衛生関係営業が積極的に事業活動を展開し、雇用創出できるよう、魅力ある事業環境を整備することが重要である。

そこで、今般、生活衛生関係営業関係税制の今後のあるべき方向性を検討することを目的に、有識者等関係者の参加を求めて「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。

2 ワーキンググループの構成等

- (1) 生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置する。
- (2) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (3) 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- (4) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

3 検討事項

- (1)税制の活用支援方策の在り方について
- (2) 税制の有効的な制度の在り方について
- (3) その他

4 その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (2) ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする 場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要綱に定めるものの他、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が健康局生活衛生課と協議の上定めることとする。